**地縁による団体の認可（自治会・町内会の法人化）について**

**１　認可制度について**

　　これまで、自治会・町内会は、法人格がないため、土地や建物などの財産を持っていても、当該団体の名義で登記ができませんでした。

このため、区長や役員の個人名義や共有名義としなければならず、登記名義人個人の財産と団体の財産が混同したり、相続の際に手続きが複雑になるなどの問題が生じることがありました。

　　このような問題を解決するため、平成３年４月に地方自治法が改正され、不動産を保有又は保有を予定している自治会・町内会が町長の認可を受けることにより、法人格を持てるようになりました。法人格を取得した団体は、当該団体名義での不動産登記が可能となりました。

　　なお、令和３年５月の地方自治法の改正では、認可地縁団体の認可の目的が見直され、自治会・町内会が不動産を保有していない又は保有予定がない場合でも、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的に、認可を受けることが可能となりました。

**２　対象団体**

地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第２６０条の２第１項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

　　これに対し、次のような団体は対象となりません。

　(1) 特定の目的の活動だけを行う団体

　　　　例えば、スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

　(2) 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

　　　　例えば、老人会や子供会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など

**３　認可の要件**

　　地縁による団体の認可を受けるための要件として、次の４つの要件を満たすことを求めています。

　(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等~~、~~良好な地域社会の維持及び形成に役立つ、地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

　(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の

　(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

　(4) 規約を定めていること。

**４　認可申請の事前準備**

　　　地縁団体の認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思決定をします。また、併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等を審議し、団体の意思決定をします。

　　　なお、認可申請の意思決定と規約の決定等の意思決定は、同一の総会で行われることが望ましいのですが、別々の総会でも構いません。

(1) 規約の整備

　　　規約には、次に掲げる８項目が定められている必要があります。それ以外の事項が記載されていてもかまいません。

　　①　目的

　　　　「地縁団体」の権利能力の範囲が明確に分かるよう、活動内容をできる限り具体的に定めることが望まれます。

　　　　目的に書いてある範囲が、団体の権利能力の範囲と一致しますので、抽象的になんでもできるというのではなく、今まで行ってきた活動を具体的に例示してください。

　　②　名称

　　　　団体の名称について、地方自治法上の制限はありません。「○○町会」「□□自治会」といった名称でよいと考えられます。ただし、他の法律に抵触しないか（例えば「財団法人○○」や「□□商工会」など）注意する必要があります。

　　③　区域

　　　　大字名、字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示でも構いません。河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。

　　④　主たる事務所

　　　　地縁団体は、主たる事務所を定める必要があります。特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。代表者の自宅や集会施設の所在地でもかまいません。

　　⑤　構成員の資格に関する事項

　　　　その区域に住所を有する個人が全て地縁団体の構成員となり得ること、及び正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。

　　⑥　代表者に関する事項

　　　　代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。また、地方自治法第２６０条の５から同法第２６０条の１０の規定が適用されますので留意してください。

　　⑦　会議に関する事項

　　　　会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規程します。また、地方自治法第２６０条の１３から同法第２６０条の１９の規定が適用されますので留意してください。

　　⑧　資産に関する事項

　　　　保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規程します。また、地方自治法第２６０条の４の規定により財産目録の作成が義務づけられていますので留意してください。

　　　　なお、負債を規定する必要はなく、保有資産の構成は「別に定める保有資産目録による」としてもかまいません。

　(2)　構成員の確定

　　　構成員を明確にするうえで、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

　　　なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

　(3) 　代表者の決定

　　　　認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

**５　認可申請手続き**

　　認可申請書（様式第１号）に次の資料を添付し、役場総務部総務課の窓口までお越しください。

　　※申請される前に必ず役場総務部総務課へご相談ください。

　(1) 規約（作成例第１号）

　(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

　　　※認可を申請する旨を決定した総会の議事録で、議長と議事録署名人の署名、押印のあるもの（作成例第２号）

　(3) 構成員名簿（様式第２号）

　　　※認可申請する地縁団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの

　　　※名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員個人名であることに留意してください。

　(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

　　　※認可申請する地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等

　(5) 申請者が代表者であることを証する書類

　　　※代表者について決定したことを記した議長及び議事録署名人の署名、押印のある総会の議事録（作成例第２号）並びにこれについて代表者が承諾したことを証する署名、押印のある就任承諾書（様式第3号）

　(6) 規約で定める区域を示した図面

　　　※規約で定める区域が、河川及び道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、大字名、字名、地番、住居表示番号等の当該区域を具体的に記載したもの

**６　認可告示及びその後の手続き等**

　(1) 認可

　　　　町長は、申請された書類を審査し、要件が満たされていれば、認可することになります。

　(2)　告示

　　　認可後、町長は速やかに告示します。

　　　この告示は、法人登記に代わるもので、これをもって第三者に対抗できるものとなります。

　(3)　台帳

告示と同時に、町長は当該地縁団体の台帳を作成します。

　　　この台帳は、いわゆる法人登記簿、商業登記簿に代わるものとして町役場において永久保存し、台帳の写しを地縁団体に関する証明書として交付します。不動産の登記にあたっては、この証明書が必要となります。

　(4) 証明書の交付

　　　誰でも、町長に対し、認可地縁団体告示事項証明書交付申請書（様式第４号）

により証明書の交付を請求することができます。また、郵便によっても証明書の送付を求めることができます。この場合、返送用の郵便料が必要です。

　手数料　１通　３００円

　(5)　告示事項の変更

　　　告示された事項に変更があったときは、告示事項変更届出書（様式第５号）により町長に届け出なければなりません。町長は、変更内容についても告示を行い、同時に台帳の記載も変更します。

　(6) 規約の変更

　　　規約を変更した場合は、規約変更認可申請書（様式第６号）を提出し、町長の認可を受けなければなりません。

　(7) 認可の取り消し

　　　町長は、認可を受けた地縁団体が認可要件のいずれかを欠くことになった場合、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消すことがあります。

**（様式）**

　　　様式第１号　認可申請書

　　　様式第２号　構成員名簿

　　　様式第３号　就任承諾書

　　　様式第４号　認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

　　　様式第５号　告示事項変更届出書

　　　様式第６号　規約変更認可申請書

**（作成例）**

　　　作成例第１号　規約

　　　作成例第２号　議事録